

**女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画**

**計画期間
平成 28 年度～32 年度**

西 目 屋 村

西目屋村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日策定
西目屋村
西目屋村議会
西目屋村農業委員会
西目屋村教育委員会
西目屋村選挙管理委員会

西目屋村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条及び次世代育成支援対策推進法第19条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 計画の推進体制

女性職員の活躍の推進に向けて、人事管理担当課及び男女共同参画担当課における情報共有を図り、管理職や職員に対する計画内容の周知を行うとともに、研修会・講習会の積極的な参加を推進する。

計画に関する点検、評価、進捗確認は毎年度1回（4月）実施し、必要に応じ計画の見直しを行うこととし、また、計画内容に大きく影響を及ぼす著しい社会情勢の変化等があった場合には、速やかに見直しを行うこととする。

3. 女性職員の活躍に向けた数値目標

法律第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- * 平成32年度までに、管理的地位（課長補佐級以上）にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績7%より5%以上引き上げ、12%以上にする。

* 平成 32 年度までに、配偶者の出産に伴う特別休暇取得の割合実績 55%
(平成 23 年度～27 年度 5 箇年実績) より 25%以上引き上げ、80%以上
にする。

* 平成 32 年度までに、年次休暇の平均取得日数を、平成 27 年度の実績 5.8
日より 1.7 日以上引き上げ、7.5 日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

目標：平成 32 年度までに、管理的地位（課長補佐級以上）にある職員に占める女性割合を、平成 27 年度の実績 7%より 5%以上引き上げ、12%以上にする。

<取組内容>

平成 28 年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（青森県自治研修所等研修）に積極的に派遣し、個人スキルの向上を図るとともに、職場においては、適正な人事評価の実施及び公正な判断に基づく登用を行い、人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストへ積極配置する。

目標：平成 32 年度までに、配偶者の出産に伴う特別休暇取得の割合実績 55%
(平成 23 年度～27 年度 5 箇年実績) より 25%以上引き上げ、80%以上
以上にする。

<取組内容>

平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当者）による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用推進に関する助言を行うとともに、上司から積極的な取得を勧める。

目標：平成 32 年度までに、年次休暇の平均取得日数を、平成 27 年度の実績
5.8 日より 1.7 日以上引き上げ、7.5 日以上にする。

<取組内容>

平成 28 年度より、県内でも取得日数が低いという事実を全職員が理解し、休暇の取得促進に向けた職場の意識改革を課長会議等を通じて定期的に周知する。

管理職員は、部下の年次休暇の取得状況を把し、計画的な年次休暇の取得を指導することとし、相互応援できる事務体制を構築する。